

## 令和6年度和歌山市障害の理解・啓発ポスターコンクール実施要領

### 1 趣旨

障害の正しい理解を深め、差別のない世の中をめざして、本市でも様々な取組を実施しているが、依然として差別に当たると思われる事案が発生するなど、十分とはいえない。障害の有無に関わらず、誰もが住み良い平等な社会づくりのため、障害の正しい理解、啓発を目的としたポスターコンクールを実施する。

### 2 名称

令和6年度 和歌山市障害の理解・啓発ポスターコンクール

### 3 主催

和歌山市

### 4 募集作品

- (1) 令和6年度は「ヘルプマーク部門」及び「視覚障害者への配慮部門」とする。（「ヘルプマーク部門」は毎年開催することとし、もう一部門は毎年テーマを変えて開催する。）
- (2) 各部門に合わせた障害への理解や障害者への思いやりなどが伝わり、テーマがはっきりとわかる作品（標語等の挿入等）
- (3) 「ヘルプマーク部門」は、ヘルプマークの形を変えず、大きさの比率を縦1.6：横1として使用することとし、ヘルプマーク上に文字等を記載しないこととする。
- (4) 応募用紙は4つ切り（約38cm×約54cm）またはB3サイズ（約36cm×約52cm）、もしくは8つ切り（約38cm×約27cm）やB4サイズ（約26cm×約36cm）程度とし、彩色及び画材は自由とする。
- (5) パソコン等を使用した作品も可とする。ただし、応募用紙は規格内でプリントアウトしたものとする。

### 5 募集対象

和歌山市民又は和歌山市に通学又は通勤している者

### 6 応募期間

令和6年9月2日から11月5日まで

### 7 作品の提出・問合せ先

作品の提出及び問合せ先は、和歌山市障害者支援課（和歌山市七番丁23番地）とする。ただし、和歌山市立小学校、和歌山市立中学校、和歌山市義務教育学校、和歌山市立高等学校及び和歌山県立高等学校に通学している生徒については、学校を通じて提出してもよいものとする。

### 8 審査

和歌山市障害の理解・啓発ポスターコンクール審査委員会において審査する。

### 9 審査結果

入選者には別途通知するものとし、入選外の者については通知しない。

## 10 表彰

審査の結果、優秀と認められる作品には、以下のとおり表彰する。

### (1) ヘルプマーク部門

- |                  |    |
|------------------|----|
| 市長賞              | 1点 |
| (ヘルプマーク部門全作品を対象) |    |
| 賞状及び記念品          |    |
| 優秀賞(一般の部)        | 1点 |
| 賞状及び記念品          |    |
| 優秀賞(中学生以下の部)     | 1点 |
| 賞状及び記念品          |    |
| 特別賞              | 1点 |
| (ヘルプマーク部門全作品を対象) |    |
| 賞状及び記念品          |    |
| 佳作               | 数点 |
| (ヘルプマーク部門全作品を対象) |    |

### (2) 視覚障害者への配慮部門

- |                     |    |
|---------------------|----|
| 市長賞                 | 1点 |
| (視覚障害者への配慮部門全作品を対象) |    |
| 賞状及び記念品             |    |
| 優秀賞(一般の部)           | 1点 |
| 賞状及び記念品             |    |
| 優秀賞(中学生以下の部)        | 1点 |
| 賞状及び記念品             |    |
| 特別賞                 | 1点 |
| (視覚障害者への配慮部門全作品を対象) |    |
| 賞状及び記念品             |    |
| 佳作                  | 数点 |
| (視覚障害者への配慮部門全作品を対象) |    |

## 11 その他

- (1) 優秀作品(以下「採用作品」という。)は標語等と合わせて複製・印刷し、障害啓発事業等で活用する。
- (2) 採用作品の著作権は、和歌山市に帰属する。
- (3) 採用作品は、作品の趣旨を損なわない範囲で、一部修正することがある。
- (4) 応募作品は、原則として返却しない。
- (5) 画像等利用する場合、著作権には十分注意すること。
- (6) 各部門につき、1人あたり1作品の応募までとする。